

法人税の税率

1 各事業年度の所得	〔平成10年4月1日以降〕 〔に開始する事業年度〕	〔平成11年4月1日以降〕 〔に開始する事業年度〕
(1) 公益法人・協同組合等 ……………	25%	22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額 ……………)	30%	26%
(2) 普通法人・人格のない社団等 ……………	34.5%	30%
〔 資本金1億円以下の普通法人又は人格のない社 団等の所得金額のうち、年800万円以下の金額 ……………	25%	22%〕
2 各事業年度の退職年金等積立金		
退職年金等積立金額 ……………	1%	(注) 1%
(注) 平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、 法人税を課さない。		
3 清算所得	〔平成11年3月31日〕 〔以前の解散〕	〔平成11年4月1日〕 〔以後の解散〕
(1) 協同組合等		
清算所得金額 ……………	23.1%	20.5%
(2) 普通法人		
清算所得金額 ……………	30.7%	27.1%
4 同族会社の留保金		
年3,000万円以下の金額 ……………		10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額 ……………		15%
年1億円を超える金額 ……………		20%

5-1 法人数等の状況

	法人数	所得金額					
		利益		欠損			
		事業年度数	金額	事業年度数	金額		
			千円		千円		
内 国 人	普通法人	会社等	424,798	122,385	6,550,115,977	306,756	4,246,348,048
		企業組合	266	50	269,593	221	601,486
		相互会社	3	3	511,341,941	—	—
		医療法人	5,541	3,772	131,032,902	1,785	15,583,983
		計	430,608	126,210	7,192,760,414	308,762	4,262,533,516
	法人組合等	人格のない社団等	1,464	784	2,253,919	690	2,561,520
		農業協同組合及び同連合会	411	198	24,708,891	224	4,823,688
		消費生活協同組合及び同連合会	110	50	1,293,334	63	3,998,299
		中小企業協同組合(企業組合を除く。)	3,261	1,648	11,434,092	1,664	116,515,235
		漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	319	146	1,784,726	175	742,961
森林組合及び同連合会		825	363	1,518,354	481	339,408	
	その他	3,237	1,544	90,491,306	1,733	64,728,345	
	計	8,163	3,949	131,230,704	4,340	191,147,936	
外 国 人	公益法人等	5,179	2,583	21,353,510	2,606	33,938,893	
	外国法人	208	50	7,246,777	161	10,926,824	
	合 計	445,622	133,576	7,354,845,324	316,559	4,501,108,689	

調査対象等：平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成14年6月30日現在の
実績を「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。

(注) この表には、清算中の法人は含まれていない。